

ライトフィットネス honoka 重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり，当事業者があなたに説明すべき重要事項は，次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 ハート&クリエーション
主たる事務所の所在地	〒706-0025 岡山県玉野市明神町8番28号
代表者（職名・氏名）	代表取締役 石田 尚巳
設 立 年 月 日	平成17年4月15日
電 話 番 号	0863-33-3082

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ライトフィットネスhonoka	
サービスの種類	生活支援通所サービス	
事業所の所在地	〒706-0025 岡山県玉野市明神町8番28号	
電 話 番 号	0863-33-0557	
指定年月日・事業所番号	令和3年7月1日指定	33A0400027
実施単位・利用定員	2単位	定員（1単位）15人
通常の事業の実施地域	玉野市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態又は事業対象者である利用者が，その有する能力に応じ，可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう，生活の質の確保及び向上を図るとともに，安心して日常生活を過ごすことができるよう，生活支援通所サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は，利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ，介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき，関係する市町村や事業者，地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら，利用者が要支援状態となることの予防，要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防のため，適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

生活支援通所サービスは、事業者が設置する事業所にて、自立度が高い方に対して、体操やレクリエーションを行い、生活機能の向上及び改善を目指すサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。
営業時間	8：30 ～ 17：30
サービス 提供時間	(1単位目) 9：30 ～ 11：30 (2単位目) 14：00 ～ 16：00

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
機能訓練指導員	常勤 1人, 非常勤 1人
生活支援員	常勤 0人, 非常勤 3人

7. 管理者

事業所の管理者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者の氏名	井上 瑞華
--------	-------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 生活支援通所サービス（通所型サービスA）の利用料・・・基本部分、加算・減算の合計の額となります。

※利用料金表 別紙

(2) その他の費用

※利用料金表 別紙

(3) 支払い方法

上記(1)から(2)までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

お支払い方法	お支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌々の金融機関指定日に、あなたが指定する口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の末日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 中国銀行 邑久支店 普通口座 1371949 口座名：株式会社ハート&クリエーション

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄） 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び玉野市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0863-33-0557 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	玉野市 長寿介護課	電話 0863-32-5534
	玉野市地域包括支援センター	電話 0863-33-6600
	岡山県国民健康保険団体連合会	電話 086-223-8811

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にな

らないようお願いします。

- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

13. 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的計画に基づき、事業所の管理者を防火責任者として次のとおり必要な訓練を行っており、また、消防法上必要な設備を備えております。

防災訓練・避難訓練 年2回

14. 虐待防止に関する事項

- (1) 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとします。
1. 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 2. 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 3. 事業所において、看護師等に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 4. 前3号の措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

15. 身体的拘束の防止

- (1) 事業所は原則身体拘束及びその他の行動制限の一切を禁止します。
本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクのほうが高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の三要件をすべて満たした場合にのみ、本人又は家族への説明同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行いできるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。
- (2) 定期的に職員に対し身体拘束等適正化のための研修を実施します。

16. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症及び災害等に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害等に係る研修を定期的（年1回以上）実施します。
- (3) 感染症及び災害等が発生した場合、迅速に行動できるよう訓練を実施します。

令和 年 月 日

